

令和4年6月7日  
閣議決定

## 第2章 新しい資本主義に向けた改革

### 1. 新しい資本主義に向けた重点分野

#### (1) 人への投資

##### ・(「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」)

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

## NISA制度（少額投資非課税制度）の概要（～令和5年まで）

- 家計の安定的な資産形成を支援する観点から、平成25年度税制改正において、NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）を創設。
- また、平成29年度税制改正において、少額からの積立・分散投資を促進するため「つみたてNISA」を創設。

	一般NISA	いずれかを選択	つみたてNISA
年間の投資上限額	120 万円 <small>（平成26・27年は100万円）</small>		40 万円
非課税期間	5 年間		20 年間
口座開設可能期間	平成26年（2014年）～令和5年（2023年）		平成30年（2018年）～令和19年（2037年）
投資対象商品	上場株式・公募株式投資信託等		積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 <small>（商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限り）</small>
投資方法	制限なし		契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: right;">（単位：万円）</p> <p style="text-align: center;">10 年間</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: right;">（単位：万円）</p> <p style="text-align: center;">20 年間</p> <p style="text-align: right;"><small>（一定期間ごとに口座開設者に係る確認を実施）</small></p> </div> </div>		

（備考）このほか、平成27年度税制改正において、若年層への投資のすそ野拡大等の観点から、「ジュニアNISA」を創設。（20歳未満（【令和元年度改正】令和5年1月1日以後：18歳未満）の者が非課税口座を開設、年間の投資上限額：80万円、非課税期間：5年間、口座開設可能期間：8年間（平成28年（2016年）～令和5年（2023年）））

# NISA制度の見直しについて（令和6年～）

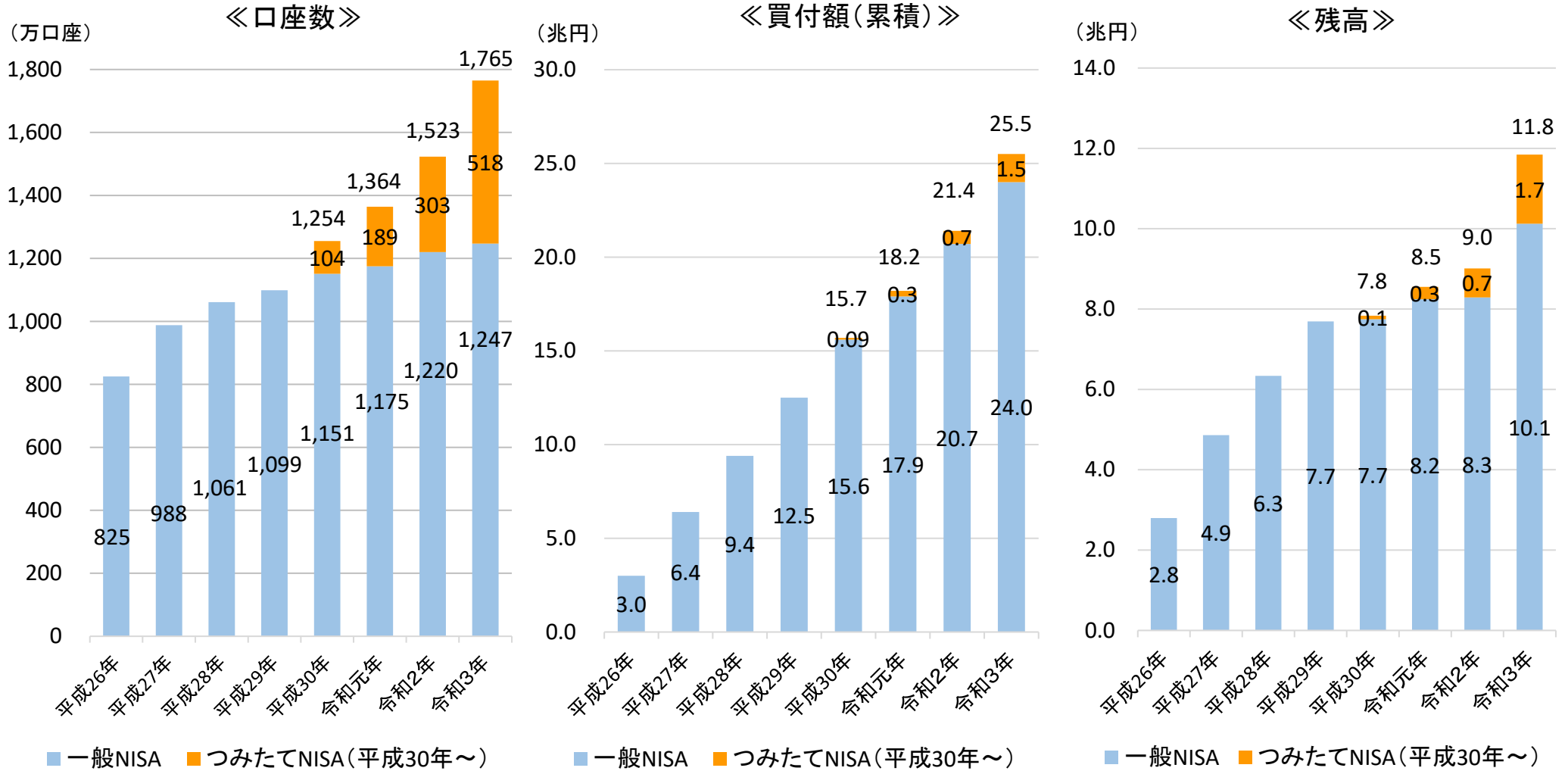
令和2年度改正

	新NISA	つみたてNISA
年間の投資上限額	二階 102 万円 一階 20 万円 （原則として、一階での投資を行った者が二階での投資を行うことができる）	40 万円
非課税期間	二階 5 年間 一階 5 年間 （一階部分は終了後に「つみたてNISA」に移行可能）	20 年間
口座開設可能期間	令和6年（2024年）～令和10年（2028年）	平成30年（2018年）～令和24年（2042年）
投資対象商品	二階 上場株式・公募株式投資信託等（注） 一階 つみたてNISAと同様 （例外として、何らかの投資経験がある者が二階で上場株式のみに投資を行う場合には一階での投資を必要としない）	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 （商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る）
投資方法	二階 制限なし 一階 つみたてNISAと同様	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ	（単位：万円） <p>※つみたてNISAへのロールオーバー可</p> <p>※現行一般NISAからのロールオーバー可</p>	（単位：万円） <p>（注）同時に開設可能な最大年数</p>

（備考）「ジュニアNISA」は延長せず、現行法の規定どおり2023年末で終了。

（注）高レバレッジ投資信託など、一定の商品・取引について投資対象から除外。

# 一般NISA、つみたてNISAの口座数、買付額（累積）及び残高の推移



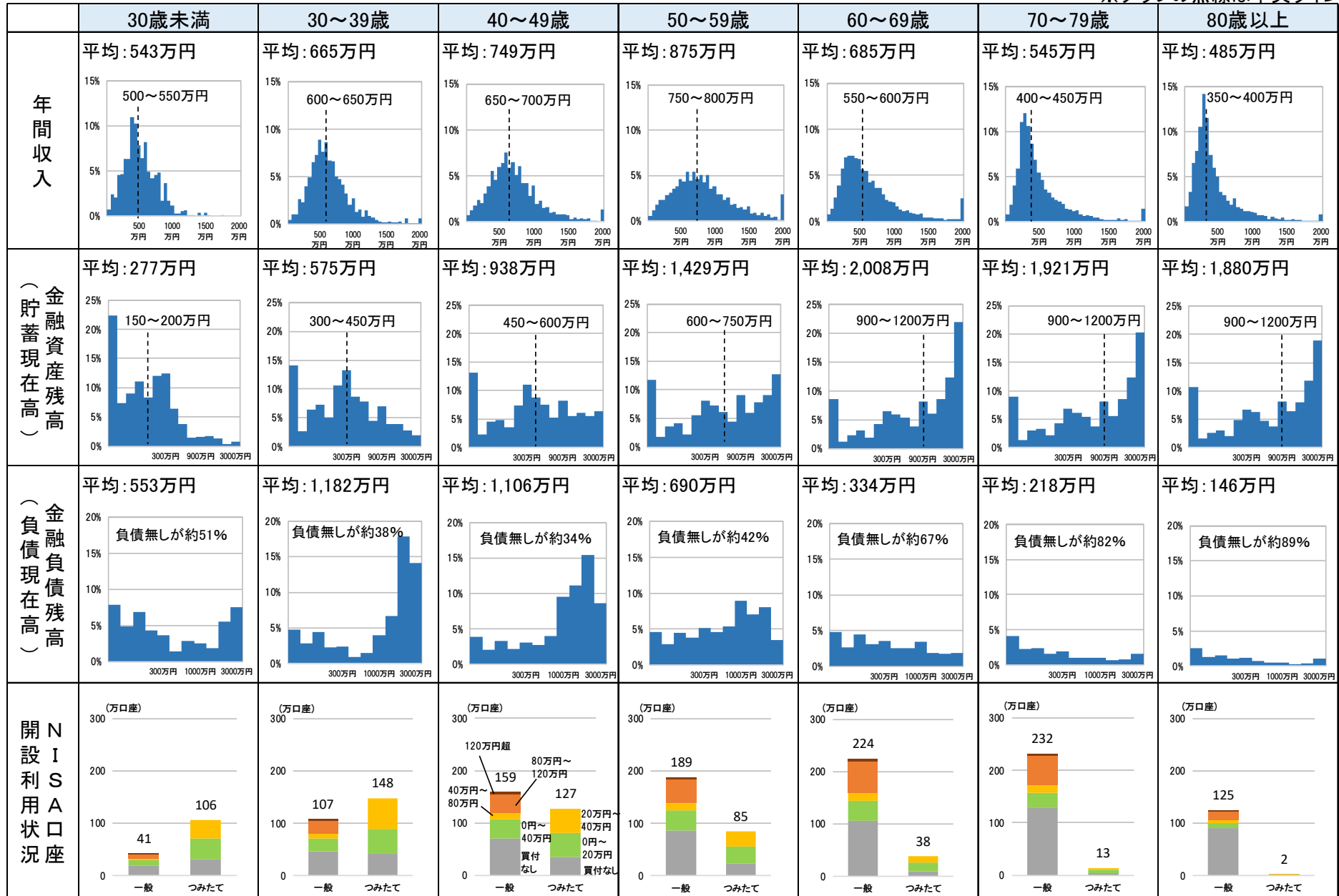
(備考) 金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査」より作成。

(注1) 各年末時点の数値。直近の調査対象は、一般NISA取扱全金融機関(697法人)、つみたてNISA取扱全金融機関(587法人)。

(注2) このほかジュニアNISAがあるが(直近(令和3年12月末)の数値は、口座数:72万口座、買付額(累積):0.5兆円、残高:0.5兆円)、令和5年で廃止。

# 世代別収入・資産・負債の分布

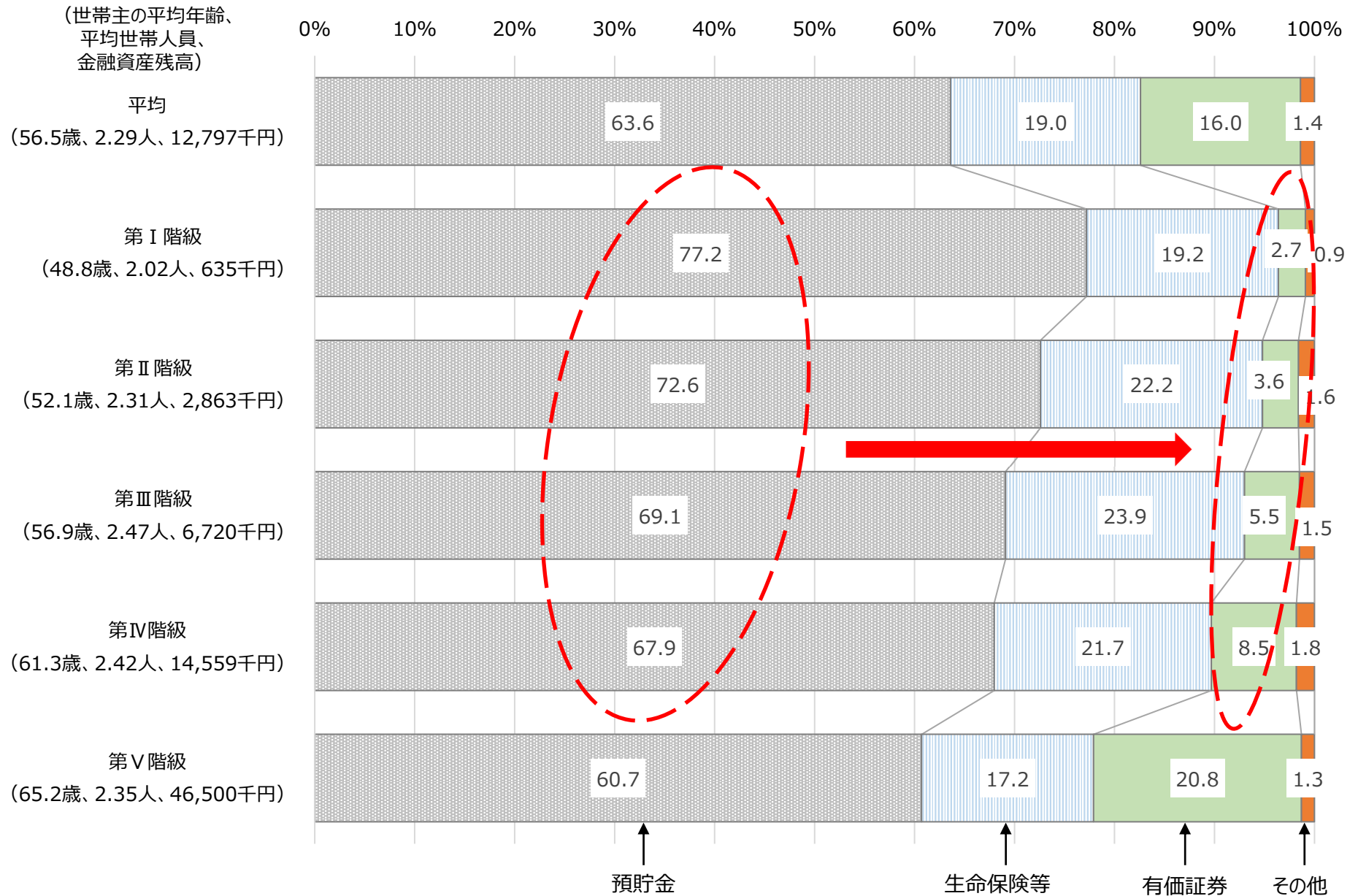
※グラフの点線は中央ライン



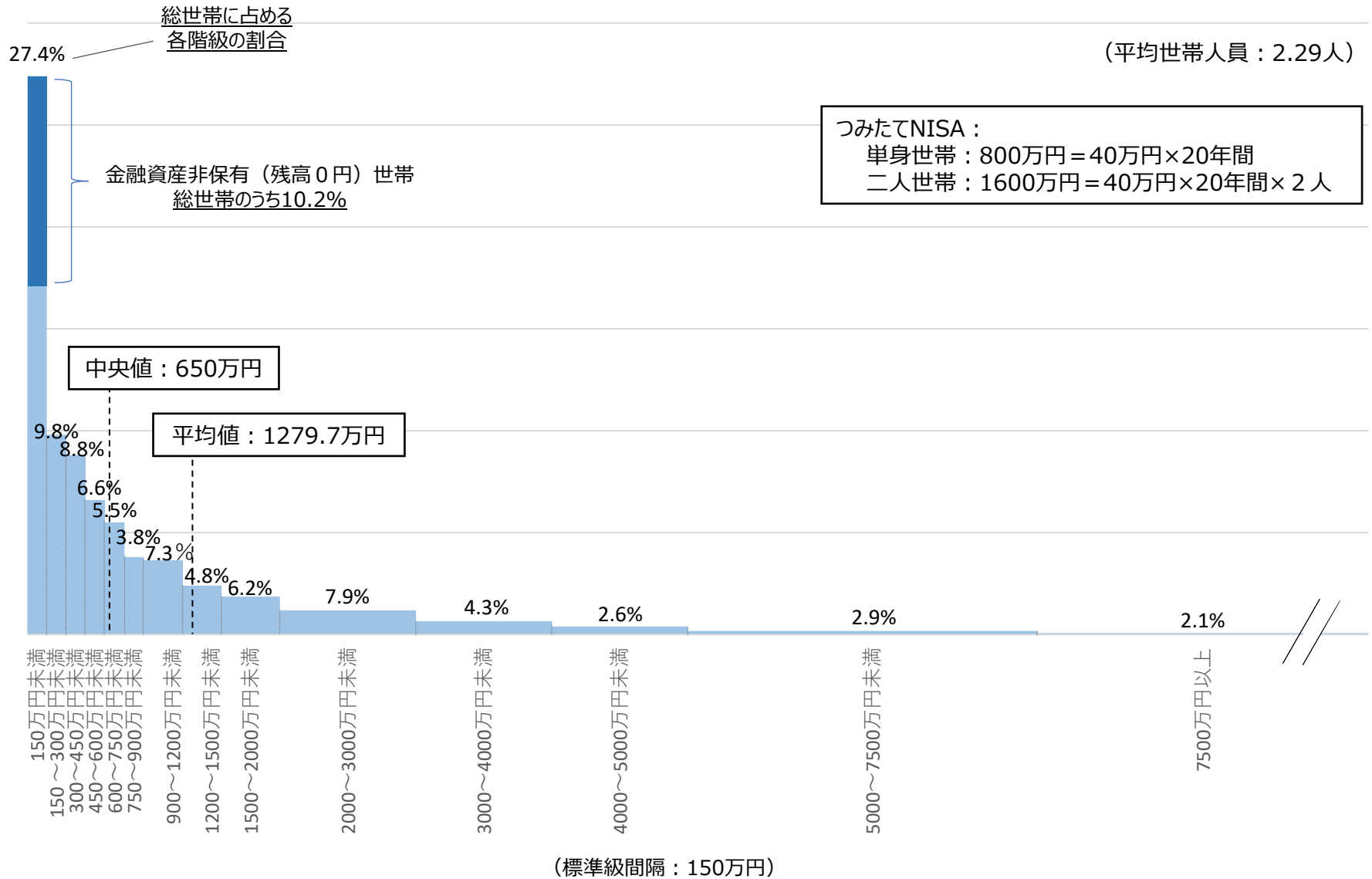
(注1)「年間収入」「金融資産残高」「金融負債残高」は、総務省「全国家計構造調査(2019年)」(二人以上の世帯)より作成。

(注2)「NISA口座開設利用状況」は、「NISA口座の利用状況調査(2021年12月末時点)」より作成。

# 金融資産残高 5分位階級別構成比（総世帯）



# 金融資産残高階級別 世帯分布（総世帯）



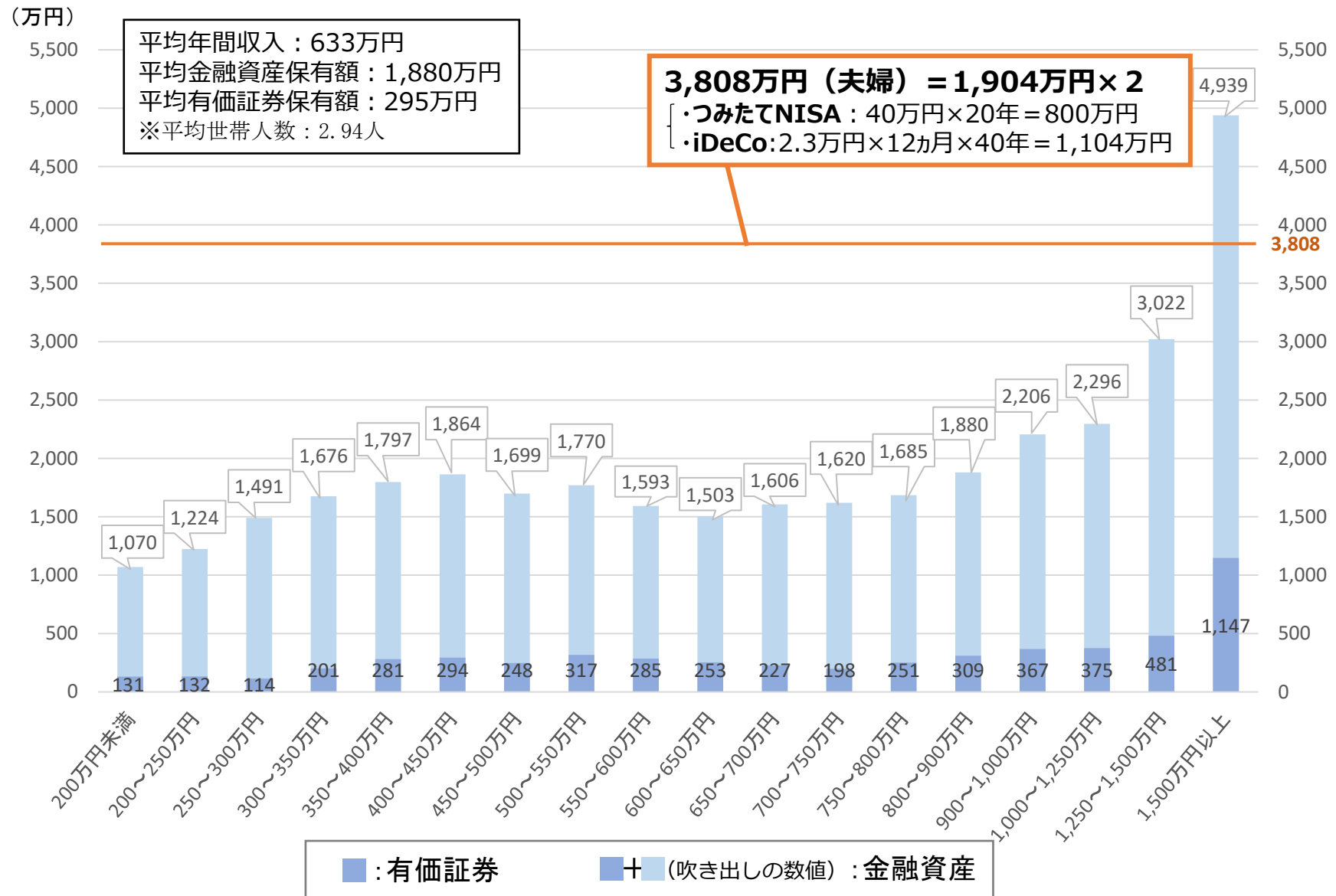
出典) 全国家計構造調査2019年版

※ 中央値は、「金融資産を保有していない世帯」を除いて金融資産残高の少ない方から順番に並べたときに、ちょうど中央に位置する世帯の金融資産残高

注1) 横軸は、各階級の金融資産残高の幅に比例している。

注2) この資料は、総世帯に占める各階級の割合の数値を面積の広さにより視覚的に示しているもの。このため、割合の数値が面積図の高さを示すものではないことに留意。

## 年間収入階級別の世帯の金融資産残高（2人以上の世帯）



(注) 2人以上の世帯を対象としている。  
 (出典) 2021年家計調査